

プレハブ建物及びツーバイフォー建物見積依頼要領

1 趣旨

用地調査等業務共通仕様書第8条の表1建物区分に掲げる木造建物〔Ⅲ〕に区分されるツーバイフォー工法若しくはプレハブ工法により建築された建物、又は非木造建物〔Ⅱ〕に区分されるプレハブ工法により建築された建物(以下「プレハブ建物等」という。)の推定再建築費及び取りこわし工事費等の積算に必要な見積を建築会社等から徴する場合においては、本要領の定めるところによるものとする。

2 見積依頼先及び見積徴収

プレハブ建物等の見積を徴収するに当たっては、次の方法により行うものとする。

(1) プレハブ建物

見積は、原則として、プレハブ建物を建築した建築会社等1社とする。ただし、当該建築会社等が既に倒産している場合等、当該建築会社等から見積を徴することができない場合においては、監督職員と事前に協議するものとする。

(2) ツーバイフォー建物

見積は、原則として、2社以上から徴するものとする。見積依頼先を選定するときは、実績、経験、技術水準等を勘案して行うとともに、見積依頼先が妥当であるとした理由を記載した書面を作成するものとする。

3 見積依頼方法

(1) プレハブ建物等の調査において、当該プレハブ建物等を建築した建築会社等に関する情報(代表者、所在地、連絡先等)について調査するものとする。

(2) 見積の依頼は、別添「見積依頼書」に次に掲げる資料を添付して行うものとする。

- ア 建物の位置図
- イ 建物配置図
- ウ 建物平面図(建築設備関係を含む。)
- エ 建物立面図
- オ 建物写真(写真撮影方向図を含む。)
- カ その他参考となる資料

(3) 見積の依頼の際には、次に掲げる事項を説明するものとする。

ア 見積内訳書は、建物移転料算定要領別添一木造建物調査積算要領又は別添二非木造建物調査積算要領に準じて、できるだけ詳細に作成すること。

- イ 建築直接工事費、共通仮設費及び諸経費は区分すること。
- ウ 取りこわし工事費は、解体工事費、運搬費及び廃材処分費に区分すること。
- エ 発生材があるときは、発生材価額を記載すること。
- オ 製造中止等により同種同等のプレハブ建物の見積が困難な場合は、理由を付記して近似建物の見積とすること。
- カ 設計監理及び建築確認申請費用等は、見積価格には含めないこと。
- キ 見積依頼に際して使用する資料は、建物移転料算定の基礎となるものであり、個人情報に該当するため、その取扱いには注意すること。

4 見積書の記載事項

- (1) 宛名
- (2) 受渡場所
- (3) 見積有効期限
- (4) 見積金額(消費税及び地方消費税を含む。)
- (5) 見積内訳書
- (6) その他参考となる事項

5 見積書の検証

見積を徴したときは、見積書が、見積条件に適合しているとした理由を記載した書面を作成し、見積書と共に調査報告書に添付するものとする。